

宮崎県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和4年度)

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		7.6E-3	2.6E-1	7.4E+1	74.4
64	エトフェンプロックス	1.8E+1	1.2E+1	1.5E+1	1.7E+1	61.7
117	テブコナゾール				6.2E+0	6.2
139	トラロメトリン			1.5E+0	2.1E+0	3.6
140	フェンプロパトリン			2.1E+0		2.1
153	テトラメトリン	1.5E+2	8.9E+0	1.9E+2		354.7
181	ジクロロベンゼン	3.1E+2	1.9E+2			496.1
225	トリクロロホン		6.4E+0			6.4
248	ダイアジノン		5.9E-1			0.6
251	フェニトロチオン		1.5E+2	2.6E+0		152.6
252	フェンチオン	3.4E+0	5.7E+1	3.4E+0		64.2
256	デカン酸				1.0E-1	0.1
350	ペルメトリン	2.9E+1	3.9E+1	3.0E+1	5.8E+1	155.7
405	ほう素化合物		7.0E-1	2.6E+1	2.9E+0	29.5
427	カルバリル			1.4E+2		137.6
428	フェノプカルブ			8.5E+1	1.8E+2	264.8
457	ジクロロボス	6.1E+1	6.5E+2			708.9
合 計		5.7E+2	1.1E+3	5.0E+2	3.4E+2	2519.2

注) 農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注) 衛生害虫・・・蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫  
不快害虫・・・ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等